

令和2年9月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 (6番) 川邊 美津子 (7番) 平川 真由美
~~(8番) 内元 幸一郎~~ (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、8番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年9月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件は12案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字城ノ上、地目は畑で1筆、面積は1,448㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1筆で450,000円、10aあたりに換算すると310,773円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>川辺地区推進委員と両者にお会いしまして、両者とも了解しておりましたので、間違いのないと思います。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字朝の迫、地目は畑で2筆、合計面積は10,654㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり14,079円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>8月31日に会長と確認しております。記載内容のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番、3番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字高原及び実、地目は畑で5筆、合計面積は7,661㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。番号3、大字川辺字上永坂、地目は畑で2筆、合計面積は4,711㎡です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番を川辺地区推進委員、3番を2番委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>これにつきましても会長と確認しております。記載内容のとおり間違いございません。</p>
2番委員	<p>番号2と同じ貸借人で、確認して間違いございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2番を川辺地区推進委員、3番を2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

事務局	<p>定いたします。次に4番から6番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号4、大字柳瀬字新並木、地目は畑が1筆、面積は1,891㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号5、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑で2筆、合計面積は1,967㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,083円です。番号6、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が1筆、面積は2,961㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>9月5日に柳瀬地区推進委員と伺いまして聞き取りを行いました。この土地は耕作放棄地解消でされたところを、再設定する案件でございます。何ら問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番と8番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑で2筆、合計面積は3,294㎡です。賃貸借の822-7は新規、822-9は再設定で、利用権を設定する</p>

	<p>者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号8、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑で2筆、合計面積は1,705㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>この案件については9月5日に柳瀬地区推進委員と伺いまして、新規の案件は移転する人の方が畜産をやめられもう作られないと言うことであります。あとは再設定でもあり何ら問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字実、地目は畑で5筆、合計面積は11,020㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は2,711,176円、10aあたりに換算すると256,250円、ただし23-3は傾斜があるため、10aあたり102,500円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は4,729㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は1,211,806円、10aあたりに換算すると256,250円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字十島、地目は田が1筆、面積は1,755㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は702,000円、10aあたりに換算すると400,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、本人さんにお会いしました。ここは親戚の土地でミシマサイコを作っておられます。議案に記載のとおり間違いございません。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 10月12日(月) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時25分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年9月10日

相良村農業委員会

署名委員 5番 _____ (印)

署名委員 6番 _____ (印)